

小規模企業共済

よくあるご質問（FAQ）

Q. 締切日はいつですか？

A. 新規でのご加入はご加入希望月の1日から締切日の間に名古屋税理士協同組合（以下、当組合）の事務局へご提出ください（郵送可）。現金ありの場合、申込書と申込金（前納を希望する場合は前納掛け金を含む）の両方ともそろった日が契約成立日となります。希望月前月に到着しますと受付月が1か月早まる可能性がございますのでご注意ください。

こちらに直近の締切日の記載がございますので、ご提出の際はご確認ください。

一括納付、払込区分変更は当組合で受付後、中小機構へ郵送しております。中小機構への到着日、契約者の契約状況（年払いの有無等）により、適応月が異なりますのでご注意ください。当組合では、個別の契約状況はわかりかねますので、中小機構の共済相談室に（TEL:050-5541-7171）お問い合わせください。

Q. 締切日を過ぎてしましましたが受付可能ですか？

A. 中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）の締切日があるため、確約致しかねます。極力締切日を厳守してください。またお問い合わせいただきましても同様の回答になりますのでお電話でのお問い合わせはお控えください。

Q. 新規加入の際、当組合を委託団体にしたい場合のお手続きの流れを教えてください。

A. 資料請求は、当組合へご連絡ください（TEL：052-752-6111）。担当税理士の事務所へ郵送いたします。（※契約希望者への直送はいたしかねますのでご了承ください。）⇒加入者様がご記入の後、税理士の先生が内容確認⇒当組合事務局へ提出（郵送可。税理士本人の加入を除き加入者からの直送不可）。⇒当組合より中小機構へ郵送の順で書類でのやりとりをいたします。

Q. 「現金あり」で申込する場合、どのタイミングで振込すればよいですか。

A. 窓口受付の場合、事前に申込書同封のゆうちょ銀行の払込取扱票で、申込金を振込いただくか、申込書提出時に窓口にてお支払いください。

郵送受付の場合、申込書同封のゆうちょ銀行の払込取扱票で、申込金を振込ください。

申込書と申込金（前納を希望する場合は前納掛け金を含む）の両方ともそろった日が契約成立日となります。なお、当組合で入金確認ができるのは、振込日の翌営業日になりますので、ご留意ください。

Q. 新規加入の用紙の注意点を教えてください。

A.

- 読みにくい字や乱筆された字は字の横に丁寧に描かれた文字の付箋等を貼付しわかるようにしてください。受付審査の段階で中小機構より最も問い合わせが多い内容です。
- 主たる業種につきましては、中小機構のシステム登録上、極力メインを1つに絞ってご記入ください。複数かつ簡易すぎる記載ですと受付審査の段階で中小機構より問い合わせがきます。(例: ○食料品販売業、×食料品製造販売業、×販売業)
- 記載内容に迷う場合は、記入欄にメインとなる業務内容1つをご記入のうえ、業務内容の詳細を書いた付箋紙を貼付してください。
- 該当しない箇所を除き空欄のないようご提出ください。「開業年月」は、申込者が現在の地位に就いた年月をご記入ください。
- 業種ごとの加入資格を満たしていることをご確認ください。小規模企業共済制度のしおりP1～をご確認ください。
- ご提出前に金融機関にて口座確認印をもらい、2ページ目右側の取扱店控は金融機関へお渡しください。
- 申込金着金後の受付となります。
- 現金ありでの受付の場合は、申込書類と申込金着金の両方ともそろった日が契約成立日となります。
- 掛金納付方法をご確認ください。

確認事項

Q. 掛金の月額を変更する際の必要書類を教えてください。

A. 令和5年8月以前に契約締結済みの方は、加入者がお持ちの共済手帳の中にある「掛金月額変更申込書」をご提出ください。

令和5年9月以降の契約締結の方、締結証書を紛失された方は、中小機構のプッシュホン電話による「定型書類の自動発送サービス」を利用してお取り寄せいただけます。

[小規模企業共済 様式一覧 | 小規模企業共済](#)